

日 銀 市 第 1 5 5 号
2 0 1 7 年 9 月 2 6 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

日本銀行に差入れられている共通担保の時価反映タイミング等の短縮化について

日本銀行では、2018年5月1日に予定されている国債の決済期間短縮化（アウトライト取引のT+1化等）が実施されることを条件として、2018年秋口以降、日本銀行に差入れられている共通担保に足許の時価等を反映するまでの期間を、現在の4営業日から3営業日に短縮する予定です。今般、その概要を別紙のとおり取り纏めましたので、お知らせします。

—— 共通担保の時価反映タイミング等の短縮化を実施する時期については、国債の決済期間短縮化後に実施される「適格担保の担保価格」等の定例見直しに合わせることを考えています。本件に伴う「担保に関する細則」、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」その他の関係諸規程の改正やその具体的な実施日は、2018年秋口までに改めてお知らせします。

—— なお、別紙の内容については、今後変更することがあり得る点をご承知おき下さい。

以 上

<本件に関する照会先> 日本銀行金融市場局 03-3277-0055

共通担保の時価反映タイミング等の短縮化の概要

- 日本銀行では、2018年5月1日に予定されている国債の決済期間短縮化（アウトライト取引のT+1化等）が実施されることを条件として、同年の「適格担保の担保価格」等の定例見直し（2018年秋口を予定）に合わせて、日本銀行に差入れられている共通担保にかかる時価適用日^(注1)について、従来の「時価変更日^(注2)の4営業日後」から「同3営業日後」に短縮する予定です。

(注1) 共通担保の担保価額の算出に際して、日本銀行金融ネットワークシステムに登録された時価が適用される日（下記スケジュール例の④）をいいます。

(注2) 日本銀行が、基準となる市場相場に基づき、日本銀行金融ネットワークシステムに時価を登録する日（下記スケジュール例の②）をいいます。

- 短縮化後の時価反映にかかるスケジュール例は、以下のとおりです。

1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)
① 基準となる 市場相場	② 日本銀行が①の 時価を登録 (時価変更日)	③ 通知出力*		④ 変更後の時価を 業務開始時から 適用 (時価適用日)				
		3営業日後						
	①	②	③				④	
		3営業日後						
以下同様								

※ 担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に「担保不足・余裕等通知」が出力されます。

(参考：現行の時価反映にかかるスケジュール例)

1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)
① 基準となる 市場相場	② 日本銀行が①の 時価を登録 (時価変更日)	③ 通知出力					④ 変更後の時価を 業務開始時から 適用 (時価適用日)	
		4営業日後						
	①	②	③				④	
		4営業日後						
以下同様								

- 上記のスケジュール例でもお示ししたとおり、担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に「担保不足・余裕等通知」が出力されるタイミング（上記スケジュール例の③）等、時価適用日以外のスケジュールや事務の流れ等は不変です。
- これに併せて、共通担保である「外貨建外国債券」および「米ドル建の企業に対する証書貸付債権」について、以下のとおり取扱いを変更する予定です。
 - 「外貨建外国債券」については、引き続き原則として1週間に1度（毎週最終営業日）、時価および円貨換算率の変更を行いますが、時価等の変更を適用する日を従来の「変更日の4営業日後」から「同3営業日後」に短縮します。
 - 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権」については、引き続き原則として1週間に1度（毎週最終営業日）、円貨換算率の変更を行いますが、円貨換算率の変更を適用する日を「変更日の4営業日後」から「同3営業日後」に短縮します。
- 担保差入金融機関等の担保出力指定店舗または担保交付指定店舗は、本件見直しを踏まえ、時価適用日までの担保受払等（期日担保返戻や定時償還を含みます。）や日本銀行からの与信の状況等を考慮し、時価適用日の業務開始時に担保不足が生じないように適切に担保残高の管理を行って下さい。

以 上